

## 監査結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年11月25日

尾花沢市監査委員 小林 秀也

尾花沢市監査委員 笹原 和子

### 記

#### 1. 財政援助団体

- (1) 監査の対象 社会福祉法人 尾花沢市社会福祉協議会
- (2) 監査の期日 令和2年11月4日（水）
- (3) 監査の範囲 令和元年度指定管理料・委託料等に係る出納並びに関連事務事業の執行状況。
- (4) 監査の方法 本監査は、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、当該法人の役職員から説明を聴取するとともに、指定管理料・委託料等に係る収支の会計処理は適正に執行されているかに主眼をおき、関係諸帳簿、証書類の監査を実施した。
- (5) 監査の結果 提出された資料に基づき関係諸帳簿と照合し、確認の結果計数に誤りはなく、関連事務の執行についても概ね適正に執行されていることを認める。